

「商工会ふれあいまつり」が開催されます! 01

商工会 **☎**378~2728

スポーツセンター駐車場で、13時から"商工会ふれあいまつり"を開催します。前売券・当日券の販 売はありませんが、商工会会員の出店により飲み物や食べ物を豊富に用意していますので、当日会場で お買い求めください。

イベント内容もステージイベント・ビンゴゲーム・花火大会等盛りだくさんです。楽しい夏のイベン トに、ぜひご家族でお越しください。

- 時 7月22日(十) 13時~20時30分 H
- ■場 所 スポーツセンター駐車場 ※雨天の場合~農村環境改善センター
- ■販売品目 生ビール、うどん、そば、おでん、焼鳥、唐揚げ、フライドポテト、町観光協会特産品、 熊本県多良木町特産品、日本ハムファイターズの出店 他

タイムスケジュール (予定)

13時~ オープニング 南幌音頭・フリーマーケット

13時30分~ 町長杯パークゴルフ大会表彰式

14時~ ふれあい商品券当選者によるコイン掴み取り

14時~19時 野菜詰め放題 (開始時間を数回に分けて販売)、野菜の重量当て

15時30分~ ストリートダンス 16時30分~ 町民参加型ゲーム 17時~ ご来賓・会長挨拶

18時~ ステージショー(スペシャリティーガールズ、フルーティー 他)

抽選会 (ビンゴゲーム大会) 19時~

20時~ 花火大会 20時30分 全日程終了

topics

「南幌マルシェ」が開催されます! 02

商工会 **☎**378~2728

中央通り商店会の会員が多くの町民の方々に交流の場を設け、に ぎわいのある商店街に。また、地産地消を目的として「南幌マルシ エ」を開催します。

新鮮で安全・安心な野菜が町アグリビジネス推進会議会員の協力 により、たくさん提供されます。

さらに町観光協会による特産品の販売PRも行いますので、多数 のご来場をお待ちしています。

- ■開催日 7月6日~10月19日まで 毎週木曜日
- ■開催時間 15時から1時間程度
- ■開催場所 旧南幌ハイヤー車庫(中央3丁目1-18)



topics

家屋調査の実施

税務課 課税G

固定資産税の適正な課税を行うことを目的とした、地方税法に基づく現況調査を実施します。 家屋の増築や車庫・物置の設置など課税状況と現況とを照合するため現地を確認しますので、調査の際 はご協力をお願いします。なお、調査員は必要に応じて敷地内にて立ち入り調査をさせていただく場合 もあります。(調査員は証明書を携帯しています)

次に該当する方は来年度の固定資産税の課税に影響がありますのでご連絡をお願いします。

- 家屋を取り壊した方家屋を新築、増築された方で、家屋評価が終わっていない方
- ◆未登記家屋の所有者に変更があった方

※家屋とは、住宅以外の車庫等も含みます。

後期高齢者医療制度のお知らせ

住民課 医療介護G

■平成29年度の保険料の計算方法

【1人あたりの額】 49,809円

所 得 【本人の所得に応じた額】 (平成28年中の所得-33万円)×10.51%

1年間の保険料 (100円未満切捨て) 《上限額:57万円》

- □今年度の保険料額は、現金(または口座振替)で納付の方には7月に、年金からの天引きの方には10 月に個別にお知らせします。
- □年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- ■保険料の軽減
- □均等割の軽減(年額) 平成29年度から、5割軽減、2割軽減の世帯が拡充されました。
- ・軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定し、被保険者ではない世帯主の所得も対象となります。
- ・昭和27年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円引いた額で判 定します。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減前 (年額)		軽減後 (年額)
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減		=>	4, 980円
33万円	8.5割軽減	49,809円		7,471円
33万円+(27万円×世帯の被保険者数)	5割軽減			24, 904円
33万円+(49万円×世帯の被保険者数)	2割軽減			39,847円

- □所得割の軽減 平成29年度から軽減率が「5割」から「2割」に変更されました。
- ・被保険者個人の所得で判定します。所得から33万円を引いた額が58万円以下⇒2割軽減
- □被用者保険の被扶養者だった方の軽減 平成29年度から軽減率が「9割」から「7割」に変更されま した。
- ・この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が7割軽減 となります。市町村国保や国民健康保険組合は除きます。
- ※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村 の国民健康保険等は含まれません。
- ■保険料の減免

保険料のお支払いが困難な場合は、住民課医療介護Gへご相談ください。災害、失業などによる所得 の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保 険料の減免が受けられる場合があります。

■新しい保険証に変わります(水色⇒黄色)

現在ご使用の保険証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、7月中に新しい保険証を交付し ます。

- ・新しい保険証の有効期限は平成30年7月31日までです。
- ・紛失したときや汚れたときは再交付しますので、お申し出ください。
- ■減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)も新しくなります(黄緑色⇒オレンジ色) 現在ご使用の減額認定証の有効期限が7月31日をもって満了となります。下記の交付対象に該当する 方は7月中に減額認定証を交付します。

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税である方
区分I	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	・世帯全員の所得が0円の方
	(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)
	・老齢福祉年金を受給されている方

- ※保険証及び減額認定証は8月1日から新しい保険証を使用してください。
- ■お問い合わせ 北海道後期高齢者医療広域連合 (☎290~5601) または役場住民課医療介護 Gまで



平成29年8月から70歳以上の方の高額療養費の上 限額が変わります。

住民課 医療介護G

高齢者と若者の間での世代間の公平が図られるよう、負担能力に応じたご負担をいただくため、 高額療養費の自己負担限度額が、次のとおり見直しされます。

区分			1ヵ月の自己負担限度額		
		`	平成29年7月まで	平成29年8月から	
現役並み所得者		外 来 (個人)	44, 400円	57,600円	
課税所 145万円以		外来+入院 (世帯)	(医療費総額-267,000円) 0.01+80,100円(※1)	(医療費総額-267,000円) ×0.01+80,100円(※1)	
一般課税所得		外 来 (個人)	12,000円	14,000円 【年間上限】 144,000円	
145万円未満の方		外来+入院 (世帯)	44, 400円	57,600円 (※2)	
住民税非 課税世帯	区分Ⅱ 外来 (個人) 外来+入院 (世帯)	8,000円	8,000円		
			24,600円	24,600円	
	区分 I	外 来 (個人)	8,000円	8,000円	
	※ 3	外来+入院 (世帯)	15,000円	15,000円	

- ※1 多数該当(過去12ヵ月に3回以上世帯単位における高額療養費の支給に該当し、4回目以降の支 給に該当)の場合の自己負担限度額は44,400円です。
- $\times 2$ 一般区分においても多数回該当(※2)が設定されています。その場合の上限額は44,400円とな ります。
- ₩3 世帯所得が0の方、年金収入80万円以下の方

topics

臨時職員(保健師又は介護支援専門員) 1名を募

あいくる保健福祉課 高齢者包括G

- 保健師免許、又は介護支援専門員の資格を有し、普通自動車運転免許を有する方 ■資
- ■任用期間 平成29年9月1日から平成30年2月28日

※状況により平成30年3月1日以降の更新の可能性あり

- ■業務内容 ・介護予防(介護予防プラン作成など)業務
 - ・高齢者等に対する栄養指導、健康相談、訪問などの業務
- 日額 8,060円(時給 1,040円)※通勤手当、有給休暇有り ■賃
- ■社会保険 健康保険、厚生年金及び雇用保険に加入
- ■勤務日 月曜日から金曜日(祝休日、年末年始を除く)
- ■勤務時間 8時30分から17時(休憩時間45分を含む)
- ■勤務場所 南幌町保健福祉総合センター あいくる
- ■応募方法 応募される方は、写真付の履歴書(市販のものでも可)、保健師免許、又は介護支援専門員 資格証の写しを持参、又は送付してください。
- ■応募期日 平成29年7月24日(月)まで

※持参の場合の受付時間は8時30分~17時まで 土日、祝日は受付できません

- ■選考方法 履歴書審査と面接で選考します。
- ■お問い合わせ 保健福祉課高齢者包括G 岩本(☎378~5888)

家庭の粗大ごみを収集します!

住民課 環境交通G

■日程

- 7月10日(月) 6区の一部(市街地区)、7区の一部(市街地区)、14区、15区、西町
- ■7月11日(火) 北町、中央(旧HKハイム)、緑町、東町、美園
- 7月14日(金) 三重、青葉自治区、6区の一部(市街地区を除く)、7区の一部(市街地区を除く)、 8区、9区、10区、11区、12区、13区、中樹林、稲穂、晩翠工業団地居住地区

■出し方の注意

- ■収集日の当日朝8時30分までに指定のステーションに出しましょう。
- ■残されたごみは、出した方が責任を持って、持ち帰りましょう。
- ■粗大ごみの多い間違い
- ■スキー靴・掃除機・炊飯器・傘など、不燃ごみ用指定袋(青色袋)に入る大きさのものは収集されま せん。(特に「傘」は、指定袋から出てしまいますが、袋から出ていても通常の収集日に収集します) 通常の収集日に袋に入れて出してください。
- ■ごみを、ダンボール・発砲スチロール・ビニール袋などに入れたものは収集できません。きちんと分 別をし、指定袋に入れて通常のごみ収集日に出してください。
- ■衣装ケースや旅行バックの中にごみが入ったままのものは収集されません。中身はきちんと分別を し、指定袋に入れて通常のごみ収集日に出してください。
- ■野菜・草花の茎をひもでしばったものは粗大ごみで収集されません。袋に入る大きさに切って可燃ご み指定袋(赤色袋)に入れて、通常のごみ収集日に出してください。
- ■ホワイトガソリン缶、ガソリン携行缶、オイル缶、焼却灰は直接搬入のみ受入できるごみです。粗大 ごみでは収集されませんので、不燃ごみ指定袋(青色袋)に入れて直接搬入して下さい。
- ■収集されないもの
- ■車輛部品(バンパー、タイヤ、バッテリー等)、消火器、ドラム缶、コンクリート、ブロックは収集さ れません。
- ■家電製品(テレビ・洗濯機・冷蔵(凍)庫・エアコン)、パソコンは収集できません。 各リサイクル法等に基づき適正に処理してください。
- ■不法投棄は犯罪です!

道路や排水などへのごみの「ポイ捨て」や、タイヤ、廃家電製品等の不法投棄が後を絶ちません。不 法投棄を行い検挙されると、「5年以下の懲役もしくは1,000万円以下(法人は3億円以下)の罰金に処し、 又はこれを併科する」とされています。

不法投棄物を発見した際は、状況に応じて警察に通報し捜査に及ぶ場合もあります。不法投棄は、「絶 対にしない、させない」よう、ルールを守り適切に処分しましょう。

topics

自分で作ったもいで i ふっ で販売してみませんか? で作ったものを「ふるさと物産館ビューロー」

産業振興課 商工観光G

7月1日より、ビューロー1階フロア内に自分で作った手作り雑貨や小物、焼き立てパンなどを自分 で販売する「シェアショップ」コーナーを設けます。

「自分で作ったものを多くの人に知ってもらいたい」「いつかは自分の店をもちたい」などと考えている 方は、このシェアショップで試してみてはいかがですか?

- ■申 込 み 使用希望5日前までに役場へ使用申込書を提出 ※販売商品等の確認及び使用許可の有無
- ■使 用 料 町民の方は1時間60円、町外の方は90円 ※営利等を目的としない使用は1時間30円
- ■使用時間 7時から20時まで
- ■使用期間 1回の申請につき7日以内
- ■その他 ゴミ等の持ち帰り及び使用場所の清掃
- ■受付・お問い合わせ 産業振興課商工観光G



北海道医療給付事業等の申請及び月額上限の改正 09 について

住民課 医療介護G

北海道医療給付事業とは、重度心身障がい者、ひとり親家庭等の母または父及び児童並びに乳幼児等 の健康の保持及び福祉の増進を図るため、道と町が医療費に係る自己負担の一部を助成する事業です。

次の要件に該当すると思われる方は、必要書類を持参のうえ、申請手続きを行ってください。各受給 者証の更新は、前年の所得等をもとに8月からの受給資格を判定し、更新できる方には7月末までに新 しい受給者証を郵送します。なお、申請が必要な方につきましては、個別に通知します。

また、平成29年8月より課税世帯にかかる医療費1割負担及び訪問看護利用料の月額上限が、将来に わたり制度の安定的な運営を図っていくため、下記のとおり改正されます。

事 業 内 容	自己負担額	申請必要書類
重度心身障がい者 身障1級、2級及び3級の内部障がい	医療費の1割負担	
重度知的障がい者 (IQおおむね35以下、身体障がい者にあってはおおむね50以下)	月額上限 入院57,600円 (多数該当の場合44,400円) 通院14,000円 【年間上限 144,000円】 (住民税非課税世帯は、初診時一部負担金のみ) (※1)	
精神障害者保健福祉手帳1級(入院除く) ひとり親家庭等		
母子家庭の母または父子家庭の父の入院		
母子家庭または父子家庭の子の入院・通院 (18歳未満の児童及び20歳未満の扶養されている者)		
乳幼児	訪問看護利用料	
入院:小学校6年生まで 通院:小学校就学前まで	14,000円	
児童生徒等 入院:中学生~高校生等 通院:小学生~高校生等	医療費の1割負担 月額上限 入院57,600円 (多数該当の場合44,400円) 通院14,000円 【年間上限 144,000円】 (※1) 訪問看護利用料 14,000円	

小学校6年生までは保険診療分(食事療養費標準負担額は除く)を全額助成 **※** 1





子育て家庭を応援します! <u>南幌町ファミリー・サポート・センター会員募</u>集

あいくる保健福祉課 健康子育てG

「仕事のため、子どもの迎えに間に合わない・・・」「上の子の参観日だけど、下の子、誰かみていてく れないかしら・・・」「たまには、一人で外出したい・・・」など、こういった悩みは子育て中の家庭な ら誰もが経験しているのではないでしょうか?

ファミリー・サポート・センターは、こうした方々を地域ぐるみで応援し、子育てしやすい環境づく りをお手伝いする仕組みになっています。

会員の種類	条件
子育てのサポートをしてほしい会員 【依頼会員】	0歳〜小学校6年生までのお子さんをお 持ちの方
子育て家庭を応援したい会員 【提供会員】	子ども好きな方 心身ともに健康な20歳以上の方 ※町主催の講習会受講必須
子育てをサポートしてほしいし、応援も したい会員【両方会員】	依頼会員と提供会員の条件を満たす方

- ■援助内容 •保育園や小学校等の開始前、終了後の預かりや送迎
 - ◆参観日などの園や学校行事の際の預かり(場所は園や学校でも○K)
 - ●保護者の病気や急用、買い物等外出、リフレッシュの際の預かり
 - ●その他、会員の育児に関して必要な援助等
- ※事前に会員同士の顔合わせを行い、お子さんの情報や預かる場所等、打合せをします。
- ※子育て家庭の応援は、可能な範囲でのサポートで構いません。
- 7時~21時(原則) 土曜・日曜・祝祭日も利用可
- ■利用料金 月曜日~金曜日 (7時~21時)・・・30分につき300円
 - 土曜日・日曜日・祝祭日並びに上記以外の時間・・・30分につき350円
- ※交通費・食事代・おやつ代・おむつ代等は依頼会員が負担
- ※依頼会員に登録された方に無料利用助成券(お子さん1人につき30分券6枚)を交付しています。
- ■申込み・お問い合わせ 保健福祉課健康子育てG ☎378~5888 FM378~5255

topics

空き家実態調査の実施に関するお知らせ

◆お気軽にご相談を!

都市整備課 都市施設G

町では人口減少等による空き家増加の問題を受け、その状況を把握し空き家の適正管理を促進するた め、町内の空き家の実態調査を行います。

この調査のため、年間を通して南幌町の腕章を着用した調査員が町内をまわって、建物、景観状況の 調査、写真撮影などを行いますので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

広 告

お宅の屋根は大丈夫? プロの技で邸宅長持ち!

すがもり・雨もれ・軒先のつらら・隣家への落雪、 屋根の葺き替え等

外壁サイディング工事・フォーム全般なども承ります

屋根工事 のことなら

信頼と実績の店 **堀江板金工業**

江別市上江別東町10-10 **2**382~3534

中央農試公開デー

中央農業試験場では、農業試験場に対する理解の促進を 目的に、小中学生や一般の方及び農業関係者を対象に、 体験学習の場として、場内施設や試験研究内容などを紹 介するイベントを開催します。

- ■日 時:8月3日(木)9時30分~14時
- ■場 所:中央農業試験場

(長沼町東6線北15号 ☎0123~89~2001)

- ■内 容:夏休み☆体験・展示コーナー なんでも相談室(作物、土壌、病害虫)、 試験場開発品種の試食 等
- ■参加費:無料



国民年金保険料免除制度の申請手続きを

住民課 戸籍年金G

経済的理由または失業などで国民年金保険料の納付が困難な場合、保険料の納付が免除・猶予となる 「保険料免除制度」や「保険料納付猶予制度」があります。この制度を利用することで、将来の年金受給 権の確保だけでなく、万一の事故などにより障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保するこ

平成29年度の免除等の受付は平成29年7月1日から開始され、平成29年7月から平成30年6月までの 期間を対象として審査します。

■保険料免除制度

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合または失業などの理由で収入が少なく 保険料の納付が困難な方が申請することによって、保険料が全額免除または一部免除となる制度です。 ※一部免除の場合、減額された保険料を納付しないと一部免除が無効となり、未納期間となります。

■保険料納付猶予制度

平成28年7月より対象者が30歳未満から50歳未満に拡大しました。50歳未満の方(学生を除く)で、 本人及び配偶者それぞれの前年等所得が一定額以下の場合に、申請手続きをすることにより保険料が納 付猶予される制度です。

■申請時の注意点

2年1ヵ月前の月分まで溯及して免除申請をすることができますが、申請に遅れると障害年金を受け 取れないなどの不利益が生じる場合がありますので、すみやかに申請をしてください。

【平成29年度7月に免除などの申請が可能な期間】

- 平成26年度分 (平成27年6月分)
- 平成27年度分 (平成27年7月~平成28年6月分)
- 平成28年度分 (平成28年7月~平成29年6月分)
- 平成29年度分 (平成29年7月~平成30年6月分)

topics

「訪問販売お断りステッカー」を配布します!

産業振興課 商工観光G

このステッカーは北海道消費生活条例により、「訪問販売しないでください」、「勧誘は禁 止ですよ」と明確になっています。不意に訪問してきた事業者に勧誘を強要されたことは ありませんか?このような訪問販売被害の未然防止に極めて重要なのが、「訪問販売お断 りステッカー」です。

このステッカーを玄関先に貼ることで訪問販売を断る意思を示しているルールになっ ています。勧誘拒否の意思を示しているわけですから、訪問販売の勧誘をする行為は、自 由な意思を妨害し、不当な取引として違反になります。7月の広報と一緒に配布しますの で、ぜひご自宅の玄関先に貼って活用してください。



topics

赤い羽根共同募金 「キャベッチくんピンバッジ」を作製

南幌町共同墓金委員会 **2378~2088**

南幌町共同募金委員会では、今年も南幌町限定の「キャベッチくんピンバッジ」 を作製しました。今年で3年目となるピンバッジは、なんぽろ温泉の名物「キャベ ツ天丼」の中に「キャベッチくん」が入り、大きなエビ天を持った可愛らしいデザ インとなっています。

ピンバッジは、500円以上の募金で1個進呈しており、製作費を除く約300円が地 域の福祉活動を応援する「赤い羽根共同募金」となります。皆様のご協力をお願い します。

■取扱い場所 社会福祉協議会(あいくる内)、役場住民課、ビューロー、なん ぽろ温泉ハート&ハート、リバーサイドゴルフ場

■お問い合わせ 南幌町共同募金委員会(社会福祉協議会事務局)(☎378~2088)



夏は特にご用心 食中毒を防ごう

あいくる保健福祉課 健康子育てG

食中毒は気温が高くなる初夏から晩秋にかけてはやるのが一般的です。「変なにおいがしなければ大丈 夫」「冷蔵庫に入れておけば大丈夫」こんな間違った認識が家庭での食中毒のもととなります。食中毒予 防の基本は、菌を「つけない」「ふやさない」「殺菌する」

- ■食中毒予防のポイント
 - 生鮮食品を購入するときは新鮮なものを購入し、肉汁、魚などの水分が他の食品にかからないよう に分けて包みましょう。寄り道せずすぐに持ち帰り、冷蔵、冷凍しましょう。
 - 冷蔵庫の詰め込みすぎに注意しましょう。温かい食品はあら熱をとってから冷蔵庫で保存するよう にしましょう。
 - 包丁、まな板、ふきんは清潔を保ちましょう。手はこまめに洗いましょう。
- ■食中毒かな?と思ったら

他に原因がないのに、吐き気、腹痛、下痢、発熱、目がかすむ、体のどこかがしびれるなどの症状が あったら食中毒かもしれません。応急処置は十分な水分を補給することです。腸を刺激する冷水より は、常温に近いお茶や麦茶をとるとよいでしょう。腹痛や下痢のときは市販の下痢止めを服用しがちで すが、食中毒には逆効果なので服用してはいけません。早めに医師の診察を受けましょう。

南幌町では食中毒警報が発令されましたら無線放送で周知しますが、警報が出なくても日ごろから安 全な食事で楽しい夏をお過ごしください。

■お問い合わせ 保健福祉課健康子育てG

topics

コンビニエンスストア新店舗オープン!

まちづくり課 企業誘致G

南幌町でセイコーマートの2店舗目となるセイコーマート南幌栄町店 (栄町2丁目)が7月下旬に新店舗をオープンします。これで、町内のコン ビニエンスストアは、セブンイレブン、ローソンとあわせて4店舗となり ます。

同店は、店内調理、飲食スペースも設けられるタイプの店舗で、地元の 雇用としてアルバイト・パートの募集も予定されています。



※写真はイメージです

topics

緊急地震速報の訓練を行います

総務課 総務G

気象庁では、7月5日(水)に緊急地震速報の全国的な訓練を実施します。

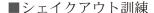
この訓練は、Jアラートと連携した訓練となり、戸別受信機が正常に稼働するかの確認を行います。各 家庭や施設等に設置してある戸別受信機から、訓練用の緊急地震速報が放送されますので、お間違えの ないよう、また、慌てることのないようお願いします。

■日時

平成29年7月5日(水)10時15分頃

- ※気象・地震活動の状況等によっては、訓練用の緊急地震速報の発表を中止 する場合があります。
- ■緊急地震速報を聞いたら・・・

緊急地震速報を見聞きしてから強い揺れが来るまでの時間はごくわずかで あり、その短い間に、慌てずに身を守るためには日頃からの訓練が重要になり ます。この機会に身を守る行動を体験してみましょう。



シェイクアウト訓練とは、地震の際の安全確保行動1 -2-3「まず低く、頭を守り、動かない」を身につけ る訓練です。



町では、戸別受信機の設置をお願いして おります。設置には「設置申請書」の提 出が必要になります。詳細はまちづくり 課企画情報Gまでご連絡ください。